

大学の設置者変更の事由及び変更の時期等を記載した書類

1 設置者変更の事由

(1) 新設置者

公立大学法人富山県立大学

(2) 旧設置者

富山県

(3) 設置者を変更する事由

富山県立大学（以下「県立大学」という。）は、平成2年4月に、日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、地域に貢献し、着実に成果をあげるとともに、多くの有為な学生を社会に輩出し、地域産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

一方、大学を取り巻く環境は、少子化を背景とした大学間競争の激化など厳しさを増しており、引き続き、県立大学が地域の発展に貢献していくためには、これまで以上に、教育、研究、地域連携等を充実・強化し、県民や地域社会の期待に応える魅力ある大学づくりが求められている。

このため、県では、外部の有識者などからなる「富山県立大学の地方独立行政法人化検討委員会」において、公立大学法人（以下「法人」という。）への移行が県立大学の強みをさらに活かす有効な方策かどうかについて検討を進めることとし、平成24年2月の同委員会の提言を踏まえ、法人に移行することとした。

同年9月には、法人への移行を具体的に進めていく上での骨格事項を「富山県立大学法人化の基本方針」として定め、平成27年4月に法人に移行し、組織や業務の公共性や公益性を確保しながらも、法人化のメリットである、自主性や自律性を高め、地域社会や時代の要請に柔軟かつ的確に対応できる大学運営を図ることとした。

このたび、平成26年9月29日に富山県議会において、公立大学法人富山県立大学定款を議決したことから、大学の設置者を富山県から公立大学法人富山県立大学に変更するものである。

2 変更の時期

平成27年4月1日